

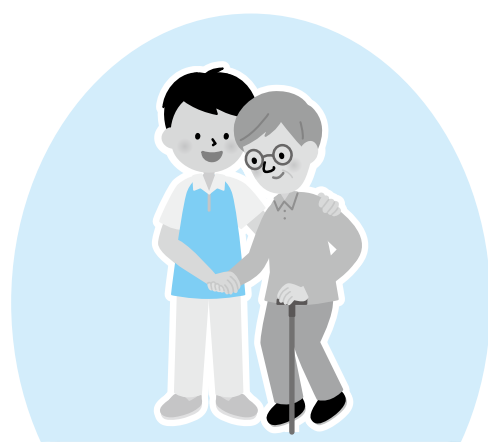
いざという時の安全と安心のために

スムーズな安否確認や避難支援を受けられるように名簿への登録を！

市では、地震等の災害時に自力での避難が困難な人が安否確認や避難支援を受けられるように、平成29年8月に「災害時要援護者支援計画」を「避難行動要支援者支援計画」に改訂しました。

この計画は、自助及び地域の共助を基本とし、地域においての情報伝達や対象者への支援体制を作り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。

災害時に自力で避難することが難しい人が、いざという時に速やかな避難支援等を受けられるよう、本人からの申請に基づき市が名簿及び支援プランを作成します。



避難行動要支援者

1. 名簿登録申請書の郵送

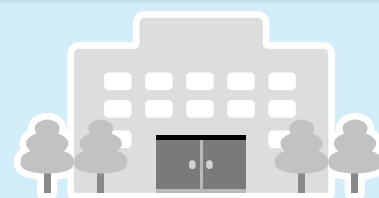
2. 名簿登録申請

5. 支援プランの送付

対象者は次のページ

3. 名簿の作成

4. 支援プランの作成



草加市

お知らせ

9月20日頃に、対象者へ申請書を郵送します。

市で把握している対象者に、9月20日頃に草加市避難行動要支援者名簿登録申請書を送付しますので申請をお願いします。

申請書は本人の状況や緊急連絡先などを記入するなど簡単な内容です。

登録は任意ですが、いざという時の安全と安心のためにもぜひ登録しましょう。

【申請書受付期間】 9月20日～ 10月31日

草加市避難行動要支援者支援計画〈特集号〉

〈発行〉平成29年9月5日 草加市健康福祉部福祉政策課

申請・問い合わせ先

草加市役所 福祉政策課(本庁舎西棟4階) 〒340-8550 草加市高砂1-1-1

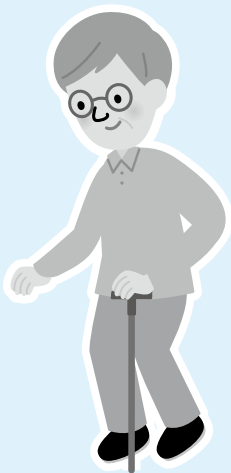
☎922-1234(政策総務係) (月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝日を除く) FAX 922-1066

申請できるのはこんな人

①に該当し、②のいずれかに当てはまる人

1

日常的に支援が必要で、
見守る人がいない
単身・準単身者



2

「あんしん見守りネットワーク」
及び「配食サービス」の利用条
件を満たしている人

要介護3以上で独居の人や家
族がいても支援を受けられな
い状況にある人

身体障害者手帳1・2・3級の
手帳を持っている人(全て上肢
のみは除く)

療育手帳④・A・Bの手帳を持っ
ている人

精神障害者保健福祉手帳1・2
級の手帳を持っている人

その他特に市長が認める人

または

特別障害者手当の受給資格認定者

支援プランとは

支援プランは、災害時にスムーズな避難支援や迅速な安否確認が行えるように作成される、**避難行動要支援者1人1人の計画**のことです。

■ 支援プランに記載されている項目

- 本人の情報(氏名、生年月日、性別、住所、連絡先)
- 家族構成
- 常用薬
- お薬手帳
- アレルギー
- 緊急連絡先
- ケアマネジャー
- かかりつけ医
- 担当民生委員
- 情報提供者
- 自宅から一番近い、あるいは本人が希望した指定避難所
- 避難支援を行うに当たっての留意点



個人情報の取扱いについて

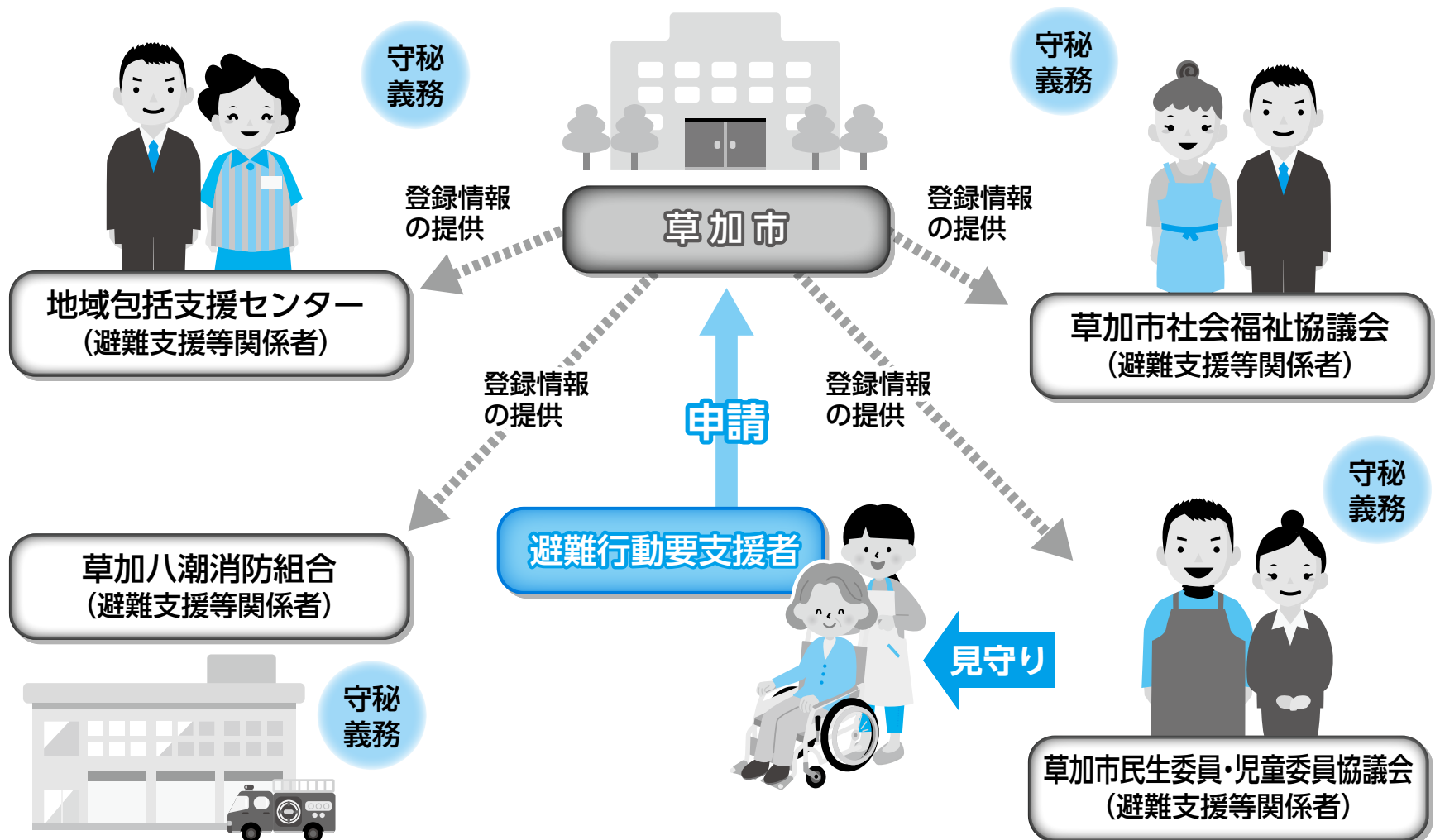
登録した個人情報は、適正に管理します。

個人情報の提供に同意のない場合は、災害時の安否確認及び避難支援以外の目的には使用しません。同意した人には、平常時の見守りを実施します。

名簿登録後の活用方法

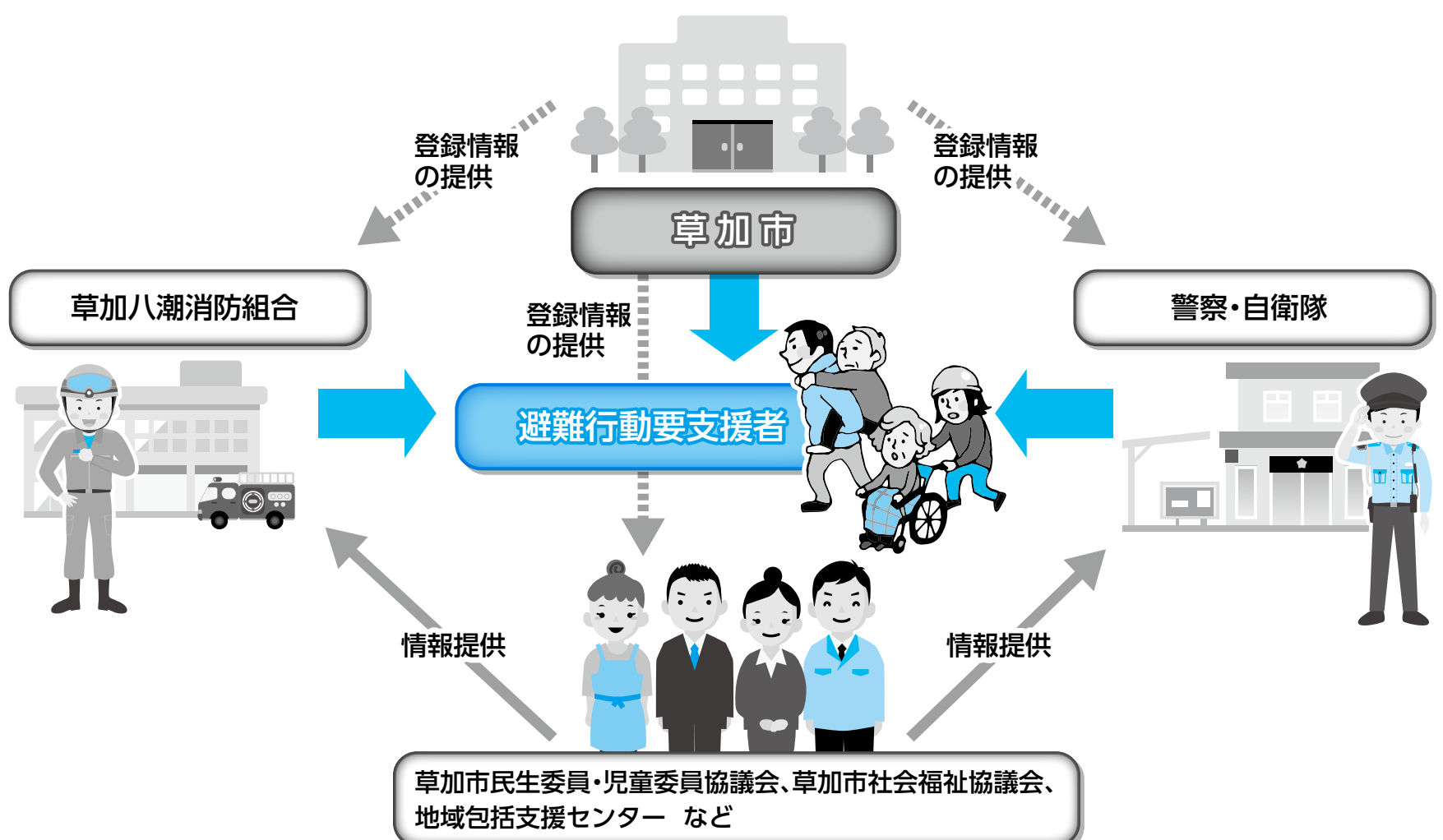
平常時

個人情報の提供に**同意**した場合のみ登録情報が見守りに活用されます。



災害時

登録情報が提供され避難支援・安否確認に活用されます。



避難行動要支援者支援計画 Q&A

問1 申請するとどういった支援が受けられるのでしょうか。

答え 申請した情報を元に市が名簿及び支援プランを作成し、支援プランを本人に送付します。登録した情報は災害時に避難支援等関係者に共有され、スムーズな安否確認や避難支援に活用されます。

問2 申請はしなくてはいけないのでしょうか。

答え 申請は任意ですが、名簿に登録することで、いざという時にスムーズな安否確認や避難支援等を受けられるようにするためのものです。安全・安心のためにも申請をお願いします。

問3 申請後、支援プランが送付されるのは、いつでしょうか。

答え 申請書受付期間内に申請をした人には、平成30年1月頃から順次、本人に支援プランを送付します。

問4 避難支援等関係者とはどのような人ですか。

答え 草加市民生委員・児童委員協議会、草加市社会福祉協議会、地域包括支援センター、草加八潮消防組合、警察、自衛隊などです。

問5 個人情報の提供に同意とありますが、どういう意味でしょうか。

答え 申請書には、個人情報を記載する項目があります。この個人情報を提供することに同意した場合のみ、避難支援等関係者に提供し、平常時の見守り活動に活用します。ただし、避難支援等関係者以外の人に個人情報が提供されることはありません。

問6 個人情報の提供に同意した場合、登録した情報は平常時にどこに提供されますか。

答え 草加市民生委員・児童委員協議会、草加市社会福祉協議会、地域包括支援センター、草加八潮消防組合に提供されます。

問7 申請を行いたいのですが、登録した情報は避難支援等関係者に提供されたくありません。

答え 個人情報を提供することに不同意と意思表示をしてください。そうした場合、平常時から登録した情報が避難支援等関係者に提供されることはありません。ただし、災害時には、災害対策基本法に基づき、必要な範囲で避難支援等関係者へ登録した情報が提供されます。

問8 申請をすれば助けてもらえるのでしょうか。

答え 草加市避難行動要支援者支援計画は、避難行動要支援者の救助を保証するものではありません。
災害時には、まず自分で身の安全を確保すること、また、地域での支え合いが大変重要になってきます。
避難行動要支援者が被災した場合、登録した情報を避難支援等関係者と共有し、警察や自衛隊などに速やかに情報提供します。

問9 避難行動要支援者に該当しません。申請をすることは可能でしょうか。

答え 草加市避難行動要支援者支援計画は、災害時に自力で避難することが困難な人を対象としているため、申請はできません。詳しくは福祉政策課へ問い合わせてください。

問10 避難行動要支援者に該当しますが、申請書が届いていません。どうしたらいいですか。

答え 該当するか確認のうえ、申請書を送付しますので、福祉政策課まで問い合わせてください。

問11 代理申請はできるのでしょうか。

答え 避難行動要支援者に該当する人が障がい、高齢などの理由により記入が困難な場合には、代理申請が可能です。代理申請者の署名欄がありますので記入をお願いします。

問12 申請書受付期間内に申請できません。期限を過ぎてしまいましたが、申請は可能でしょうか。

答え 申請書受付期間内に申請できない場合でも申請は可能ですので、申請の際は福祉政策課までその旨を連絡してください。

問13 以前登録の申請を行いました。再度、申請が必要ですか。

答え 平成29年8月に災害時要援護者支援計画が避難行動要支援者支援計画へ改訂されたことに伴い、名簿に記載する項目が増えたので、以前登録の申請を行った人についても、お手数をお掛けしますが、再度、申請をお願いします。

問14 情報提供者になってほしいと言われましたが、何をのでしょうか。

答え 近隣で懇意にしている人を情報提供者といいます。情報提供者とは、災害時に草加八潮消防組合、警察、自衛隊などに避難行動要支援者の情報を提供する人のことです。災害時に連絡が来る場合があります。

問い合わせは1面参照